

事前評価報告書

事業名: 生きづらさを抱える子どもや若者、またその家族が安心できる居場所づくり

実行団体: 特定非営利活動法人ピアサポートつむぎ

報告者: 特定非営利活動法人ピアサポートつむぎ

資金分配団体: 特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター

実施時期: 2022年3月から2024年1月まで

対象地域: 鳥取県

直接的対象グループ: _____

間接的対象グループ: _____

概要

事業概要
不登校やひきこもり、発達障害など、困難を抱える子どもやその家族を支える為の公的な支援は存在しているが、利用時間や場所の制約の多さ、硬直した枠組みの中での支援など当事者視点希望が希薄なため、当事者に十分に届かないという課題がある。この事業では以下のように、そうした支援の隙間を当事者視点から丁寧に埋めていく活動を行う。 1.居場所づくり 2.実施体制整備 3.学びの支援 4.生きる力の支援
中長期アウトカム
不登校やひきこもり、発達障害などの困難を抱える当事者やその家族が安心して暮らせるよう、学校・職場・地域など当事者を取り巻く環境において受容され、その人がその人らしく活躍でき、安心して暮らせる社会が実現できている状態。
短期アウトカム
【居場所】 困難を抱える当事者や家族が受け入れられる場所があり相談できる相手がいる。居場所が学校・職場・地域・公的機関に周知されている。
【実施体制整備】 認定NPO法人認証を受ける体制が整っている。地域社会や関係機関から信頼される組織基盤が構築できている。
【学びの支援】 本人や家族の意欲や希望を再び取り戻し、将来の可能性が保障されている。
【生きる力の支援】 本人や家族が人との出会いや様々な経験によって自己有用感を感じることができ、自分の意思や希望を表現できている。

事業の背景

(1) 社会課題
学校生活や日常生活に辛さを感じ困難を抱える子どもや若者、その家族の中には、適切な公的支援を受ける事が出来ず、またその悩みを相談する事も出来ず、困り感を抱えたまま孤立している場合が少なくない。そのため、それぞれの特性に応じた学びの手段や機会を得られない子どもや社会との関わりを失う若者や家族がある。また、自己有用感や自己肯定感の低下に繋がる。現在ある制度では不十分で個々の家族の技量に任せられているので格差も大きい。
(2) 課題に対する行政等による既存の取組み状況
国の定めに従い、いじめ不登校対策の専門部署、発達障害の専門部署、発達障害支援センター、教育支援センター、教育相談会、民間を交えた委員会などの取組みがある。しかし、県は市町と、市町は保健師と、教育委員会は学校との連携を中心に行っている為、実際に困っている人への情報が届きにくい。また、保健師のケアは乳幼児期には手厚いが、学齢期以降になると担当が学校に変わり、学校で不適応を起こすと学校が疎遠になるためさらに行き届かない。不登校などで一旦学校から離れてしまうと次につながるどころがなくなる、などの状況が起こっている。総じて、体制が支援側の視点に偏り、当事者の視点が反映されないことに大きな要因がある。

評価実施体制

内部/外部	評価担当分野	役職等
内部	評価責任者	法人理事長
	行政ヒアリング担当、行政資料調査担当	法人副理事長
	評価報告書作成	法人理事
	行政ヒアリング参加者	法人理事
	行政ヒアリング参加者	法人理事
外部	事前評価に関する専門的見地からのアドバイス	鳥取大学大学院持続社会創生科学研究科地域学専攻人間形成コース 教授
	事前評価に関する専門的見地からのアドバイス	鳥取県精神保健福祉センター 所長

事業計画の確認

重要性（評価の5原則）

【事業を通して達成したい目的が明確になっているか】

・事業を通して達成したい目的は不登校・ひきこもり・発達障害などの困り感を抱える当事者とその家族の社会的に孤立しない環境と安心して暮らせる社会を作ることである。

【評価において特に重要な検証すべきこと】

・本事業の目的である当事者とその家族が安心して暮らせる、孤立しない社会環境作りに対して、本事業の個別事業が真に有効であるかを検証することが、評価において特に重要であると関係者（内部、外部評価者）間で合意された。

・評価において特に重要な検証すべきことは、制度の狭間にあり、支援が届いていない当事者やその家族に本事業の個別の事業の情報が届き、利用することにより安心感や意欲が増すという変化が見られるかどうかである。

・同じ経験をした人と出会い、思いや経験を受容され、日常や子育てのヒントや情報を得られる機会を定期的に設けることが定期的にも実施できたか。

・現場で活動するときに本人自身の思いやニーズに重点を置き、柔軟に対応できたか。

【実行団体の課題】

・スタッフの研修を通して、基本的な姿勢を共有しておく必要がある。

今後の事業にむけて

事業実施における留意点

・行政の支援機関との連携については、その重要性が事前評価の過程で明らかになった。具体的な連携策については、行政側の考え方や行政上の制約なども考慮する必要があるため、性急に進めることができないが、先ずはお互いの立場を認め合いながら対話を進めていくことが重要である。

・外部評価アドバイザーからの提案もあり、2021年4月の社会福祉法の改正「重層的支援体制整備事業」「断らない相談支援」により、市町村に相談窓口が一本化され、ひきこもりや不登校の相談が市町村に入ることが多くなると予想される。そのため、市町村とも連携できるように対話を重ねて、現状や課題を共有して協働できる仕組みづくりの提案を行う。

・支援の在り方については、心理士やメンターやスタッフが関わる中で専門機関への紹介や連携が必要な場合は、当事者の承認のもとで連携する。

・支援者が既定の支援の型を押し付けるのではなく、当事者や家族の意向や判断を尊重した支援を工夫する。

・内部の実施体制、様式の整備、ケーススタディ勉強会、研修会などを行うことで信頼性と安心感を与えられる組織基盤を築くことに留意する。

・県内の関連団体とも連携しながらより良い支援ができるよう柔軟に対応し、本団体ならではの特色を生かして活動する。